



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年1月28日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、「タケエイ川崎リサイクルセンター」に係る事後調査報告書（供用時）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	東京都港区芝公園二丁目4番1号 ダヴィンチ芝パーク A-10階 株式会社タケエイ 代表取締役 三本 守
	指定開発行為の名称	タケエイ川崎リサイクルセンター
	指定開発行為の種類	廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区浮島町300番3及び7 区域面積：41,090.50㎡
	指定開発行為の目的	建設系産業廃棄物中間処理施設の新設
	指定開発行為の内容	建築物：18,553.11㎡ 緑化地：9,304.81㎡ 構内道路及び駐車場等：13,232.58㎡、 年間計画処理量：175,000t/年 許可能力：2,677t/日（24時間）
	事後調査の項目等	緑（緑の回復・育成）
	環境影響評価の手続経過	平成16年7月21日 条例環境影響評価方法書公告 平成17年1月18日 条例環境影響評価準備書公告 平成17年5月17日 条例審査書公告 平成17年5月27日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成22年1月28日（木）～平成22年2月26日（金） （土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。） 時間：午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成22年2月26日（金） （郵送の場合は、2月26日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm